

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14、議案第17号、工事施行変更協定の締結について（栄町地区緊急避難路整備事業栄町地区緊急避難路跨線橋設置工事）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第17号、工事施行変更協定の締結について、提案説明を申し上げます。

本件は、平成29年3月30日付けで四国旅客鉄道株式会社、代表取締役社長、半井真司氏と締結した栄町地区緊急避難路整備事業栄町地区緊急避難路跨線橋設置工事の実施に関する協定の一部を変更するものでございます。

それでは、変更内容についてご説明いたします。

3ページの計画予算書をご覧ください。

数字が小さく申し訳ございませんが、単価・金額欄の上段のカッコ書部分に変更前、下段が変更後の事業費となっております。

変更後協定金額は、受託工事費、負担金工事費及び補償金工事費を併せた7億8,860万円の事業費となり、変更前協定金額より3,048万2,000円の増額となります。

その内訳は、受託工事費として、上部工では通路部における橋面工やハト等の鳥害対策及び照明設備費、下部工については、橋脚部の駅ホーム上の鳥害対策ほか、排水設備費などで前回の変更協定額に含まれていなかったものや、JRとの工事の施工協議において資材など仕様の決定による追加分と、また、それらの追加工事費に係る事務費等による増額の変更でございます。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上簡単ではありますが、議案第17号、工事施行変更協定の締結についてよろしくご審議賜りますようお願いして、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。